

令和 7 年度長崎県（壱岐対馬国定公園区域等）指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託仕様書

1. 業務の目的

対馬全域に高密度で生息するニホンジカの影響で、下層植生の衰退やそれに伴う生態系の劣化が深刻になったことから、平成 31 年度に関係行政機関による「対馬ニホンジカ対策戦略会議」が設置され、連携した対策が進められているところである。壱岐対馬国定公園指定地域等である対馬市上県町北西部の千俵蒔山一帯は、周辺の土地利用の状況や急峻な地形等から、有害鳥獣捕獲による捕獲圧がかかりにくい地域であり、シカの潜み場（周辺への供給源）となっていると考えられることから、当該地域を優先的かつ集中的に捕獲する地域と位置付け事業捕獲を推進する。

2. 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

3. 業務内容

（1）業務計画書の作成

下記の事項を記載した業務計画書を作成し、提出する。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 連絡体制（緊急時対応含む）
- ⑥ 安全管理方法

（2）ニホンジカの捕獲

実施計画で定められた内容に基づき、以下により関係法令を遵守し捕獲作業を行う。

① 捕獲実施区域

壱岐対馬国定公園区域（周辺地域を含む）である上県町千俵蒔山一帯において捕獲を行うこととし、主たる捕獲の実施場所を巻末の「捕獲実施区域図」に記載の「捕獲エリア」とする。

なお、当該捕獲エリアでの捕獲実施に伴い、区域外へのニホンジカの移動が想定される場合など、千俵蒔山一帯のニホンジカの生息密度をより効果的に低減できる（効果的な捕獲ができる）と考えられる場合には、委託者の承諾を得たうえで捕獲エリアの外においても捕獲を実施できることとする。

② 事前現地踏査

捕獲実施前に現地踏査を行い、獣道や痕跡等からわな設置候補箇所を選定するとともに、安全かつ効率的な見回りルートを併せて検討する。

なお、わな設置候補箇所の選定にあたっては、本捕獲事業の目的に照らし、農作物被害対策

等を目的に行われるいわゆる有害鳥獣捕獲が行われにくい場所（巻末の「捕獲実施区域図」の R6 事業わな設置基本ライン周辺など）においてシカに対する捕獲圧をかけることに意義があることに留意すること。

③ 関係機関等への手続き

捕獲に先立ち、以下の諸手続きを行う。

- （a）イノシシを捕獲する可能性もあるため、イノシシについてはあらかじめ鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条に基づく捕獲許可を取得する。
- （b）その他、捕獲実施に伴い、必要となる各種手続きを行う。

（3） 捕獲方法

脚くくりわなとし、以下に従い行うものとする。

① わなの設置

わなの設置にあたっては、現地踏査結果や過去の捕獲・目撃情報を踏まえ、事前に関係市町や関係者と調整を図った上で、土地所有者若しくは土地管理者の了解を得て設置し、設置位置を GPS で記録する。

また、設置したわなの管理者を明確にするため、わな本体の直近（根付木等）に以下の項目を記した標識を設置するとともに、注意喚起のため設置箇所周辺の樹木等にわなの存在を示す注意標を併せて設置する。

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲である旨
- ・ 事業管理責任者の住所及び氏名
- ・ 事業管理責任者の電話番号
- ・ 事業実施者
- ・ 事業の実施期間
- ・ 捕獲しようとする鳥獣の種類

なお、必要となる標識等については受託者が用意する。

② わなの準備

本事業の遂行に使用するくくりわなは、法定猟法に用いる猟具としての要件を具備し、危険猟法および禁止猟法の規定に該当しないものとし、受託者において準備すること。

なお、錯誤捕獲防止（特にツシマヤマネコ等の中型哺乳類）のため、わな作動後の締め付け部分の直径が 3 センチメートル程度となるよう締め付け防止金具を措置するなどの対応をとること（詳細は⑦による）。

③ 捕獲努力量（わな日数）及び設置方法

（a）捕獲努力量

900 わな日以上（設置日及び回収日は含まない）。

※全てのわなを同日に設置する必要はなく、期間中の総捕獲努力量が 900 わな日以上であれ

ばよい

(b) 設置方法

わなは一度設置してから 7 日以上連続して設置せず、付け替えを行うこと。

ただし、周囲にシカの痕跡が豊富であるなど捕獲に至る見込みが高い場合にはこの限りではない。

また、一度捕獲があった場所において、周囲に引き続きシカの痕跡があるなど再度同一箇所になをを設置することで捕獲に至る見込みが高いと考えられる場合についてもこの限りではない。

④ わなの見回り・給餌・付け替え・回収

わなを設置している期間においては、1 日 1 回以上見回りを行い、捕獲の有無の確認やわなの付け替え場所の検討などを行う。なお、見回りの実施により、シカの痕跡等が少なく捕獲見込みがないと判断されるわなについては、付け替えを実施するなど捕獲に至る確率が上昇するよう工夫すること。

また、その他設置場所の状況等に応じて、わな設置箇所の変更は適宜実施できることとするが、わなの付け替え作業を速やかに実施したうえで、「付け替えを行った理由」「日時」「作業者」「変更前、変更後の設置場所」を記録し、作業日報等に記載する。

捕獲実施期間の終了後は設置したわなの回収を速やかに行う。

⑤ 捕獲個体の処理

捕獲個体の止め刺しは従事者の安全を考慮した上で、適切な手法を用いるものとする。

なお、受託者が銃を使用することが可能な者であり、捕獲現場が銃を使用できる場所、状況であれば止め刺しに銃を用いることも可能とするが、関係者との協議の結果、委託者の指示により銃による止め刺しが禁止された区域ではその他の手法を用いることとする。

捕獲個体は、法令に照らし適切な方法により処分する。なお、関係者との協議の結果、委託者の指示により埋設が禁止された区域への埋設は行わないこととし、埋設する場合には、以下に留意する。

- ・ 周辺環境に影響を与えないように配慮すること。
- ・ 他の鳥獣が誘引されないよう対策を講じること。
- ・ 鳥獣による掘り起しが発生しないよう、適切な埋設深を確保すること。

なお、捕獲場所の状況から適切な埋設深が確保できない場合、周辺の地形地物等を利用した適切な処分を行うこととする。

また、捕獲個体の利活用については、捕獲業務の遂行に支障なく食肉処理施設等に持ち込むことが可能な場合にのみ行うこととし、無償で提供すること。

さらに、捕獲個体の流用による不正行為等を防止するため、捕獲個体の尾と両耳をペンキ等で着色すること。

⑥ 実施体制

捕獲作業は鳥獣捕獲等事業者の認定にかかるわな猟の従事者として登録を受けた者（た

だし、銃による止め刺しを行う場合は、銃にかかる従事者として登録を受け、銃を使用することが可能な者が1名以上含まれること）が2名以上で捕獲作業を行うこと。

⑦ その他（捕獲作業にあたっての遵守事項）

- (a) くくりわなは、輪の直径が12センチメートルを超えるものを使用しても構わないが、締め付け防止金具及びよりもどしが装着されており、かつ、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上のものを使用しなければならない。
- (b) ワイヤーを立木等に固定する場合は、立木が損傷しない措置を講じなければならない。
- (c) ツシマヤマネコの錯誤捕獲防止のため、(a)の締め付け防止金具は、わな作動後の輪の直径が3センチメートル程度となるように設置し、錯誤捕獲された場合は、環境省対馬野生生物保護センター等関係機関に速やかに連絡し指示を受けなければならない。
- (d) 捕獲作業に従事する際には、従事者証を携行するとともに、目立つ服装の着用を励行しなければならない。
- (e) 事業において、銃器の使用に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬取締法などの関係法令を遵守しなければならない。また、無線機や狩猟用発信器を使用する場合は、電波法を遵守しなければならない。
- (f) 事業実施区域周辺に注意看板等を設置することで、実施区域に入る可能性のある住民の安全を確保する。
- (g) 当事業における捕獲目標を50頭と定め、受託者は捕獲目標を達成できるよう捕獲手法の工夫などに努めること。目標を達成した後についても、900わな日以上捕獲努力量を確保するよう捕獲を継続すること。なお、捕獲状況は、適宜委託者に報告するものとする。
- (h) 野生鳥獣の捕獲に関連する事故が発生していることから、捕獲作業従事者の安全確保に十分に配慮するとともに、マダニや蚊などが媒介する感染症に対する保健当局からの情報等に留意すること。

(4) 捕獲調査票及び作業日報の作成

ニホンジカを捕獲した場合は、捕獲調査票（様式第1号）に捕獲場所、捕獲個体の特徴等を記載する。また、捕獲作業は作業日報（様式第2号）を作成する。

現地踏査や、わなの設置・回収・見回り時に、ニホンジカの鳴き声を確認した場合、目撃をした場合は、作業日報の備考欄に確認状況（確認場所、頭数、警戒度合い等）を記録する。

また、ニホンジカ捕獲の証拠物として、様式第1号及び第2号の書類で整合した捕獲個体の通し番号を付した捕獲個体の尾及び捕獲個体の写真を提出する。

※写真は、捕獲個体全体と捕獲者が写った日付入りのものとする。また、通し番号と捕獲日を捕獲個体の右側胴体にペンキ等で記入するか、又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体と一緒に撮影すること。なお、捕獲個体の向きは右側面が写るようにすること。

(5) 捕獲効果の検証

作成した捕獲調査票、作業日報をもとに、以下の項目を整理する。また、捕獲位置図（5kmメッシュ地図：ハンターマップ）を作成する。

- ① 捕獲数
 - ・捕獲した個体の総数　・雌雄の別　・幼獣・成獣の別
- ② 捕獲努力量
 - ・わな猟：わな稼働日数（わな日数＝わな基数×稼働日数）
- ③ 捕獲個体の適切な処理
 - ・埋設した個体の数、食肉利用した個体の数等
 - ・個体処理に要した作業量（人工数、費用等）
- ④ CPUE：単位努力量当たりの捕獲数（捕獲数／捕獲努力量）
 - ※捕獲努力量は、投入した人日数や、稼働させたわな日数等を指す。
- ⑤ SPUE：単位努力量当たりの目撃数（目撃数／作業人日数）
- ⑥ 捕獲目標が達成できなかった場合、その理由及び改善策
- ⑦ その他必要な事項（シカのわなや誘因餌等に対する反応や行動等）

（６）打合せ協議

業務開始前に１回、中間に１回、業務終了後１回

（７）報告書作成

本業務のニホンジカ捕獲結果、捕獲効果の検証結果を報告書としてとりまとめる。

４．本業務の成果品について

（１）報告書　３部　Ａ４版

（２）報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R 等）　１式

電子データは、Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint)で編集可能なファイル形式とし、画像は JPEG 形式とする。併せて PDF ファイル形式による成果物を作成すること。

５．留意事項

（１）地域社会への配慮

- ① 受託者は、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会との軋轢が生じないよう配慮しなければならない。また、鳥獣管理について周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。
- ② 受託者は、地域住民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

（２）安全等の確保

- ① 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、登山者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- ② 受託者は、所轄警察署、道路管理者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡

を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。

- ③ 受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- ④ 受託者は、業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講じなければならない。
- ⑤ 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

6. 個人情報の取扱い

別に定める取扱いに従うこと。

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) わな設置日数や捕獲頭数が目標に達しなかった場合については、業務の履行状況によって委託料を減額される場合がある。

ニホンジカ捕獲調査票

(該当するものに○または記入してください)

- 1 捕獲者(従事者代表者) 氏名 _____
- 2 捕獲日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 捕獲区 指定管理鳥獣捕獲等事業
- 4 捕獲方法 くくりわな 銃器 その他 ()
- 5 捕獲個体の特徴
- (1) 性別 オス メス 不明
- (2) 成獣・幼獣の別 成獣 幼獣
- (3) 体重 _____ kg
- (4) 頭胴長 _____ cm(頭前端から尾最後端までの長さ) - (尾長)
- (5) 角の状態(年齢)※オスのみ



(6) 妊娠の状況※メスのみ ※妊娠時期に捕獲を実施する場合のみ

- ①妊娠: している していない ②胎児: 有 無 不明
- ③胎児の性別: オス メス ④泌乳: 有 無 不明

6 捕獲場所 _____ 市町村 大字 _____

(1) 鳥獣保護区等位置図 メッシュ番号

--	--	--

(2) メッシュの中の位置(×を記入)

(3) 捕獲場所の位置情報(GPSによる緯度・経度)

5km

(様式第2号)

作業日報

実施日： 年 月 日 () 捕獲方法： 天候：

[illegible]

※ニホンジカの鳴き声を確認した場合、目撃をした場合は、備考欄に確認状況（確認場所、頭数、逃避方向等）を記録する。

壱岐対馬国定公園対馬地区 区域図



捕獲実施区域図

対馬市上県町千俵山一帯

